

広島県告示第千百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和二年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
一般社団法人尾道市医師会訪問看護ステーション 三次市国民健康保険作木診療所	尾道市医師会訪問看護ステーション	尾道市栗原東二丁目四番三三号 三次市作木町下作木一五〇三番地	平成二五年四月一日 令和二年四月一日
アイン薬局 三次店	グリーン薬局	三次市十日市東四丁目一番一号	令和二年六月一日
アイン薬局 十日市店	エビス薬局 サンダリーン店	三次市十日市東四丁目一番三〇号	令和二年六月一日